

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成27年9月17日(2015.9.17)

【公開番号】特開2014-64633(P2014-64633A)

【公開日】平成26年4月17日(2014.4.17)

【年通号数】公開・登録公報2014-019

【出願番号】特願2012-210542(P2012-210542)

【国際特許分類】

A 6 1 L 27/00 (2006.01)

A 6 1 K 35/36 (2015.01)

A 6 1 P 17/00 (2006.01)

【F I】

A 6 1 L 27/00 C

A 6 1 K 35/36

A 6 1 P 17/00

【手続補正書】

【提出日】平成27年8月4日(2015.8.4)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

真皮層及び表皮層を有する色素含有人工皮膚であって、
該真皮層は細胞外マトリックス及び真皮纖維芽細胞を有し、
該表皮層は角化細胞及び角質層並びに基底層を有し、
該基底層は前記真皮層と接する側に載置され、
該角質層は前記基底層の前記真皮層と接する側の反対側に接して載置され、
前記基底層又は前記真皮層にメラノサイトを含む
色素含有人工皮膚。

【請求項2】

色素斑疾患モデル皮膚である請求項1又は2に記載の色素含有人工皮膚。

【請求項3】

色素斑疾患が、雀卵斑、扁平卵斑、肝斑、日光性色素斑、炎症後色素沈着症、固定薬疹、リール黒皮症、後天性真皮内メラノサイトーシス、大田母斑、及び青色母斑からなる群より選択される、少なくとも1つである請求項3に記載の色素含有人工皮膚。

【請求項4】

以下の工程1～3を含む、請求項1～3のいずれか1項に記載の色素含有人工皮膚の製造方法；

(1) 担体と真皮線維芽細胞を混合して培養し、真皮層を作製する工程1、

(2) 上記工程1にて作製した真皮層の上部に、メラノサイトを播種して培養する工程2

、

(3) 上記工程2の後に、真皮層の上部に表皮角化細胞を播種して培養し、表皮層を作製する工程3。

【請求項5】

請求項1～3のいずれか1項に記載の色素含有人工皮膚の、色素斑疾患の治療方法を探索するための使用。

【請求項 6】

色素斑疾患が、雀卵斑、扁平卵斑、肝斑、日光性色素斑、炎症後色素沈着症、固定薬疹、リール黒皮症、後天性真皮内メラノサイトーシス、大田母斑、及び青色母斑からなる群より選択される、少なくとも 1 つである請求項 5 に記載の使用。